

笠間市告示第120号

平成27年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年2月24日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成27年3月3日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成27年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 3日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
3月 4日	水	休 会	
3月 5日	木		常任委員会の開催（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会開催〕
3月 6日	金	休 会	常任委員会（総務産業・建設土木・教育福祉）
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月10日	火	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月11日	水	休 会	議事整理
3月12日	木	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月13日	金	休 会	議事整理
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月17日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月18日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月19日	木	休 会	議事整理
3月20日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成27年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成27年3月3日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

17番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	安見和行君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	飯村茂君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一
議会事務局主幹	神長利久

議事日程第1号

平成27年3月3日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
委員会提出議案第2号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員
 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につい
 て
- 日程第12 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
 を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す
 る条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
 の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一
 部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条
 例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 について
- 日程第19 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
 する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
 の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
 する条例について
- 日程第20 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
 正する条例について
- 日程第21 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第24 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
- 日程第25 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第26 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について
- 日程第27 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第28 議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）
- 日程第29 議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
 議案第27号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第28号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第29号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第30号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第31号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第32号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
 議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算
 議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算
 議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算
 議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
委員会提出議案第2号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第24 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
- 日程第25 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第26 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について
- 日程第27 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第28 議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）
- 日程第29 議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
 議案第27号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第28号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第29号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第30号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第31号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第32号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
 議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算
 議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算
議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算
議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算
-

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番大貫千尋君です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番石井 栄君、4番小松崎 均君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定について、議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、さる2月19日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長からご報告いただきたいと思っております。

委員長石松俊雄君。

〔議会運営委員長 石松俊雄君登壇〕

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命により、議会運営委員会からの会議の報告をいたします。

当委員会は、2月19日、平成27年第1回笠間市議会定例会の会期、日程等について協議いたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付しております資料のとおり、3月3日から3月20日までの18日間といたします。

初日の3月3日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

なお、補正予算につきましては、質疑の後、各常任委員会へ付託となります。

3月5日は午前10時から各常任委員会を開催し、付託された補正予算の審査を行い、午後2時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。

そのほかの議案につきましては、通常どおり議案質疑を行い、各常任委員会への付託及び平成27年度予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたします。

3月6日に常任委員会を開催し、9日、10日、12日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

次の週の16日月曜日から18日の3日間で一般質問を行います。

最終日の20日は、各委員会に付託された議案等の審査結果の報告を各委員長から受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月20日までの18日間にいたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますので、ご了承願います。

次に、平成26年第4回定例会において議決されました「平成26年産米の価格暴落に対する緊急対策を求める意見書」及び「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択につきましては、さる平成26年11月21日をもって内閣総理大臣並びに各関係大臣あてに送付しましたので、ご報告いたします。

請願・陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願、陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願、陳情につきましては、文書表を付しての写しをお手元に配付いたしておりますので、これらの請願、陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

施政方針について

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成27年度の一般会計を初めとする各特別会計、企業会計の予算並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての基本的な考え方や主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

平成18年の3市町合併後、私が市政の舵取りを託されてから、3期9年が経過しようとしております。

平成27年は戦後70年という節目となる年であります。先人たちは、戦後の荒廃した国土の復興と食糧増産という国策のもとに、心を一つに国の再生に尽くされました。

日本は戦後復興から高度経済成長を果たし、先進国として発展を遂げてきました。

一方で地方自治体は、時代の変化に対応するため、「昭和の大合併」「平成の大合併」と再編をし、現在に至っています。

本市も「平成の大合併」を果たし、市民、議会の協力のもと、行政改革や地方分権など様々な課題を乗り越え、来年には合併10周年という節目を迎えようとしております。

現在、日本は人口減少、少子高齢化というかつて経験したことのない時代に突入しています。この最大の課題に直面する中、今こそ市民、議会、行政、関係機関団体を含め、笠間市のあらゆる力を結集し、新たな可能性に挑戦し、本市を躍進する自治体として築き上げるために、全力を注いでまいります。

さて、我が国の経済情勢ですが、平成24年12月の第2次安倍政権の発足以来、アベノミ

クスによる景気対策が次々と講じられた結果、消費税の引き上げによる影響が見られるものの、国全体としては、都市部を中心に景気は回復基調にあり、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など明るい兆しが見えています。

一方、地方においては、景気回復を実感するまでには至っていないのが実情であり、急激な円安による燃料や資材、食材などの高騰が中小企業の経営や市民生活に影響を与えているほか、景気回復に伴う人手不足、さらには東京一極集中による人口減少が大きな課題となっているところです。

こうした中、政府の重点課題として位置づけられた「地方創生」は、人口減少や超高齢化社会という我が国が直面する大きな課題の解決に取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生するための重要な施策であります。

今後、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して「笠間版総合戦略」を策定することになりますが、策定に当たっては、今ある市の総合計画との整合性を図りながら、自分たちで知恵を絞り、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画立案してまいりたいと考えています。そして、地域の活力を取り戻す大きな機会としてとらえ、国・県と一体となって「地方創生」に向けた取り組みを全力で行ってまいります。

次に、施政方針の考え方について述べさせていただきます。

本市では、笠間市総合計画後期基本計画を踏まえつつ、平成27年度は、地方創生への取り組みを早々にスタートさせるとともに、「人・街・モノ」づくりの3点を重点課題として位置づけ、各種事業に取り組んでまいります。

まず、「人づくり」についてですが、将来の笠間市を担う人材の育成と確保は、本市が成長していく上で欠かせません。次代を担う子どもたちが、郷土に愛着を持ち、国内外で活躍できるような人材育成を推進するとともに、地域社会を担う人材づくりを目指します。特に、子どもたちの人材育成については、大きな教育制度改革と学校の統廃合を進める中で、学力向上に向けた指導体制と英語教育の充実に取り組んでまいります。

次に、「街づくり」についてですが、コンパクトなまちづくりとして、友部、岩間、稲田の3駅周辺を整備地区とした「駅周辺の活性化」と観光交流拠点のにぎわいを目的とした「笠間稲荷周辺の活性化」を柱に、それぞれの整備計画を具体化する取り組みを推進してまいります。

次に、「モノづくり」についてですが、地域経済力を高めるため、今まで市が取り組んできた「地産地消」や「ブランド化」など、食や農業の分野だけでなく、観光業や地場産業などあらゆる分野において、地域の「モノ、カネ」が地域で循環する仕組みを構築してまいります。また、企業誘致は、昨年新設した市独自の企業誘致助成のPRを含め誘致活動を県と連携して積極的に行い、茨城中央工業団地笠間地区や県畜産試験場跡地へ優良企業等を誘致してまいりたいと考えています。さらに、本市の誇る笠間焼や稲田みかげ石などの地場産品を継承し、販売戦略の強化とブランド力の向上を図ってまいります。

これらの重点課題を中心に、平成27年度の重要事務事業として「90事業」を定め、各種事業を展開してまいります。

次に、平成27年度の予算編成方針についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてですが、市税はゆるやかながら回復傾向にある景気の反映により、個人市民税が増になると見込んでいるものの、依然として続く地価の落ち込みや、3年に1度の評価がえによる固定資産税の減、消費の減少によるたばこ税の減などにより、市税全体では減収を見込んでおります。

地方交付税については、国の地方財政計画における地方交付税総額は、今年度と比較して0.8%程度減額となる見込みであります。また、本市においては、教育委員会庁舎整備の完了により、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る経費について交付される震災復興特別交付税が減ることから、大きく減額すると見込んでおります。

次に、歳出についてですが、義務的経費である社会保障関係経費が増大することが見込まれ、投資的経費充当財源を圧迫しつつある状況であります。

このようなことから、予算編成方針の考え方として、効率的で実効性の高い行政運営を目指した予算とすることを掲げ、行財政改革を推進しつつ、全部署において可能な限り経費の見直しを図りながら、重点的な課題への新たな取り組みを積極的に進めることとしました。

各種施策の財源確保としましては、事務事業経費の見直しによるもののほか、国や県などの補助制度を積極的に活用してまいります。また、市債の借入れについては、後年度の財政負担を考慮し、普通交付税の代替措置である「臨時財政対策債」と、交付税算入率が高い「合併特例債」および「緊急防災・減災事業債」に限って借り入れるものであります。さらに、「特定目的基金」の積極的な活用や、「財政調整基金」からの繰り入れにより、財源確保を図るものであります。

これらの結果、平成27年度の一般会計予算は総額291億2,000万円で、今年度当初予算と比較して、8億7,000万円、3.1%の増となります。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計を初めとします7会計で、予算総額は204億262万円であります。

また、企業会計予算については、市立病院事業会計を初めとします3会計で、予算総額は32億8,668万7,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算および企業会計予算を合わせた、本市の平成27年度の予算総額は528億930万7,000円で、今年度と比較すると、23億1,115万6,000円、率にして4.6%の増となっております。

さらに、緊急経済対策として決定した国の平成26年度補正予算についても、平成27年度の予算と合わせた一体的な取り組みにより、最大限の活用を図ってまいります。

続きまして、重要事務事業を初めとする、主要な施策の概要について、総合計画の本市

の将来像を実現するための「6つの柱」に従って、平成26年度補正予算関連施策も含めながら述べさせていただきます。

まず初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、新規の事業として、笠間モデル創出事業についてですが、人口減少社会における解決策を見出すため、全国の地方都市がさまざまな取り組みを行っております。

笠間市においても、人口減少は若年者の減少に加えて、2025年からは高齢者も減少する推計もあることから、今後は、持続可能な都市づくりに向けて、首都圏からの移住対策など新たな取り組みを進めていく必要があります。

そこで、高齢者が安心して暮らせて、多世代が交流する新たな暮らし方を実現する「笠間版のCCRC」、都市部と笠間市の交流を生み、新たな関係性を構築する「笠間シェアタウン」について、産官学連携により具体化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、笠間稲荷門前通りの整備についてですが、安全で景観に配慮した歩行者優先の道路として現在までに延長約252メートルの整備が完了しております。平成27年度も引き続き早期完成に向けた整備を進めるとともに、地元の方々が主体となって話し合いにより、街並みや景観づくりのルールを確立してまいります。

また、笠間稲荷周辺整備事業については、旧井筒屋本館を交流拠点とするため、本館の基礎工事や周辺整備に伴う用地取得、運営事業者の選定を進めてまいります。

市街地活性化に向けては、稲田駅及び友部駅周辺整備を進めておりますが、平成27年度からは、新たに岩間駅周辺整備を開始し、県道水戸岩間線の歩道整備や岩間地区地域交流センターの実施設計に着手してまいります。

畜産試験場跡地の利活用については、茨城県において、調整池、放流管路といった雨水排水処理施設等の整備を、平成27年度中の完成に向けて進めております。この整備効果を発揮するため、市としても県とともに、具体的な利活用に向け、対象を幅広く持ちながら、情報把握や土地の紹介等を積極的に行ってまいります。

また、市民の憩いの場や広場機能の確保に向け、隣接する国有地の取得に向けた取り組みを進めてまいります。

幹線道路の整備についてですが、国道355号笠間バイパスの整備については、県事業として進められており、昨年10月には、市道「来栖本戸線」から涸沼川をまたぎ、下市毛地内の主要地方道「笠間つくば線」までの約900メートル区間が供用開始されました。現在は、下市毛から手越の国道355号までの1,340メートルの供用開始を目指しており、引き続き関係機関と連携しながら「笠間バイパス」の整備促進に努めてまいります。

主要地方道「大洗友部線」については、懸案でありました橋爪地区の未改良区間、約550メートルの事業化に向け、詳細設計が完了したところです。引き続き、涸沼川の改修と一体的に整備が図られるよう、地域の皆様と協議しながら取り組んでまいります。

市道の幹線整備については、笠間地区の「来栖本戸線」「笠間小原線」、友部地区の「南友部平町線」など、早期完成に向けて整備してまいります。

また、「岩間駅東大通り線」は、岩間駅東口から国道355号バイパスまでの延長1,480メートルが平成27年度中に全線開通する予定であります。延伸部延長680メートルのうち、市道岩308号線、吉岡2区公民館の通りまでの一部区間約240メートルについては、今月末に供用を開始してまいります。

次に、「デマンドタクシーかさま」についてですが、運行から7年が経過し、1月末現在の登録者は7,723人、一日の利用者数は1日平均205人で、昨年度と比べると約10人増加し、利用者の8割を占める高齢者の通院や買い物などの交通手段としてニーズが高まっております。

平成27年度は、課題の一つとなっていた土曜日運行について、試験運行を実施してまいります。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」について、ご説明申し上げます。

観光の振興についてですが、「笠間市観光振興基本計画」に基づき、笠間観光協会と協働しながら通年型の観光を目指した施策展開を図ってまいります。

新たな取り組みとしましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催や和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、増加が見込める外国人旅行者の市内への引き込みを図るため、昨年から実施しておりました「笠間市外国人旅行者受入検討会」の結果を踏まえ、受け入れ整備やマーケティング調査を行ってまいります。

また、交流人口の拡大による地域経済の活性化を促進するため、観光協会事業で行っている旅行業務の強化を図ってまいります。特に、昨年、包括連携協定を締結した淑徳大学を初めとする大学の教員や学生が宿泊・滞在できるプランを創設し、観光資源を活用した教育旅行の充実に努めてまいります。

「筑波山地域ジオパーク構想」については、日本ジオパーク認定見送りの結果を受け、再度、構想の見直しや取り組みの強化を進め、平成27年度末を目標に、認定に向けた申請を行うことができるよう進めてまいります。

商工業の振興については、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」による「プレミアム商品券発行事業」を実施し、地域消費の拡大による活性化を図ってまいります。

中小企業の支援については、市町村金融である自治金融・振興金融の保証料補給並びに利子補給を継続して実施してまいります。また、地域の雇用創出を目的として、笠間市民を新規正社員として雇用した際の補助や従業員の労働環境改善のための施設整備に対する補助を行うほか、さらなる雇用対策として、高校生や大学生等を対象とした「笠間市就職面接会」を開催してまいります。

「笠間焼」の振興については、笠間焼協同組合と連携しながら、飲食店と笠間焼作家をマッチングさせた商品開発を促進するとともに、販路拡大を目的とした東京圏での商談会や見本市に積極的に参加してまいります。また、「笠間の陶炎祭」や「笠間浪漫」、「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例記念イベント」において、笠間焼を県内外にPRしてまいります。さらに、創業支援策として笠間焼陶芸家支援事業を実施し、定住化の促進につなげてまいります。

今後は、窯業指導所の機能や組織の見直しに伴い「笠間陶芸大学校」が来年4月に開校予定であることから、これを契機に茨城県と連携して陶芸家を目指す優秀な若者に対し、学習、居住、創業、経営の安定化まで一貫した支援を展開してまいりたいと考えております。

「稲田みかげ石」の振興については、関係機関と連携し公共事業や民間企業への利活用を促進するとともに、販路拡大を目的とした「いばらきストーンフェスティバル」や「ストーンエキシビション」の開催を支援してまいります。また、昨年オープンした「石の百年館」を活用し、稲田みかげ石のPRを積極的に展開してまいります。

企業誘致については、新たな企業誘致及び既存企業の支援のため、平成26年度に「笠間市企業立地促進事業補助金」等の優遇制度の新設、改正を行い、企業誘致の実現に取り組んでまいりました。このような中、茨城中央工業団地（笠間地区）に第1号の立地希望があり、現在、契約に向け進めている状況であります。

平成27年度においても、茨城中央工業団地（笠間地区）や県畜産試験場跡地の積極的なPR活動を行い、さらなる企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、農業についてですが、担い手の育成については、新規参入者や農業後継者に対し、就農前の長期研修や青年就農給付金などにより、就農してから定着するまでを支援してまいります。また、地域農業の将来像となる「人・農地プラン」の見直しを促進し、地域の担い手を明確にしていくとともに、農地中間管理機構を活用した農地集積を進めてまいります。

農業の6次産業化や農産物のブランド化については、本市農産物に対する消費者の理解と関心を高め、「笠間ブランディングアドバイザー」による農業者の意識改革や新たな取り組みを促進してまいります。また、「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」を中心に、笠間ならではの野菜生産や加工品の創出など、農商観連携による活動を支援してまいります。

このほか、笠間クラインガルテンを核としたグリーンツーリズムの推進、水田農業では、集落営農組織に対する支援や水田活用に向けた麦、大豆、飼料作物の生産振興などに取り組んでまいります。

また、昨年12月に設立しました「笠間市農業公社」の運営を支援し、耕作放棄地の解消、担い手への農地集積、営農団体等の法人化支援、農産物の販売強化、特産物の研究開発、

グリーンツーリズム推進などに取り組み、効率的・安定的な農業の確立と地域の特産物のブランド化を強力に進めてまいります。

農地の基盤整備については、市が事業主体で実施しております稲田大古山地区の面整備が完了し、平成27年度は、幹線道路や暗渠排水などの附帯工事を実施してまいります。

また、県営事業で実施しております箱田中央地区、滝川地区、小原地区、さらに、霞ヶ浦用水を利用した用水施設整備を実施している、友部の小原地区、北川根地区については、早期完了に向けて進めるとともに、市原地区、友部中央・随分附地区については、地元説明会等を行い、事業採択に向けて推進してまいります。

森林整備については、公共性の高い平地林や里山林の整備・保全を図るため、引き続き、森林湖沼環境税を活用した森林の間伐や作業専用道の整備を実施してまいります。

次に、「ともに支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進についてですが、「いばらきヘルスロード」については、新たに友部駅周辺コースの整備するほか、笠間市ウォーキング協会等と連携しながら、ウォーキング体験教室を開催してまいります。

健診事業については、がん検診推進事業や各種健康診査の未受診者へ、受診の奨励を継続して実施し、受診率向上に努めてまいります。また、生活習慣病予防対策の一環として、笠間市の医科・歯科・薬科・行政の連携を基本とした「笠間市睡眠医療ネットワーク」を構築し、睡眠時無呼吸症候群を早期に発見し治療につなげるため、市民への広報活動や講演会を実施し、啓発活動を推進してまいります。

国民健康保険加入者の健診事業については、特定健診事業とあわせ特定保健指導を実施するとともに、各指定医療機関との調整を行い、人間ドックで500人、脳ドックで250人の助成枠を確保し、生活習慣病の予防と健康保持増進を図り、増加が続く医療費の抑制に努めてまいります。

次に、少子化対策及び子育て支援事業についてであります。

初めに、出会い創出支援事業についてですが、市内の団体が行う出会いの場づくりに対する助成を引き続き実施してまいります。また、昨年10月に城里町、栃木県益子町、茂木町と締結した「縁結び広域ネットワーク協定」に基づき、結婚に関する情報の提供や婚活サポーターの情報交換により、結婚希望者への支援を行ってまいります。

また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、これまで特定不妊治療費の一部助成を実施してまいりましたが、平成27年度から制度を拡充し、「男性不妊治療」を行った場合の上乗せ助成を実施してまいります。

子育て支援については、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に、ワンストップで対応できる拠点として、この3月から「笠間市子育て世代包括支援センター」を友部保健センター内に設置します。また、この事業推進のため保健センター内に健康増進課を移し、専属の保健師、助産師等を配置して、妊産婦からの相談に基づき、

継続的な支援を実施するとともに関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行ってまいります。なお、このセンターは、国の緊急経済対策で、全国50市町村に設置する予定であり、県内では笠間市が唯一の設置となります。

また、本市では、新たな子ども・子育て支援制度開始に伴い策定しました、平成27年度から5年間の計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の整備など、地域の実情にあった質の高い教育・保育の提供や様々な事業を計画的に実施してまいります。

教育・保育の事業推進については、幼保連携型認定こども園として、笠間幼稚園とてらぎ保育所を一体化した「かさまこども園」を、平成27年度中に佐城小学校跡地に建設し、平成28年4月に開園してまいります。また、民間の認定こども園整備や小規模保育設置に要する経費を助成し、待機児童の解消に努めてまいります。

放課後児童クラブについては、引き続き児童クラブの質の向上を図っていくとともに、平成27年度は友部小児童クラブの増設整備及び平成28年度建設予定の笠間小児童クラブの設計を実施し、子どもたちに遊びや生活の場を提供してまいります。

児童館を中心とした子育て支援センターにおいては、今後も児童支援の拠点として事業を推進してまいります。

また、ファミリーサポートセンター事業については、子育ての相互援助活動として定着しておりますので、引き続き子育て支援が図れるよう事業を推進してまいります。

大きな社会問題となっています児童虐待防止対策については、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携により対応してまいります。

マル福制度については、本市独自の支援を幅広く実施しており、小児医療費の助成も対象年齢を中学3年生まで拡充してまいりました。平成27度も現在の制度を継続し、乳幼児・児童・生徒の健康の保持及び健全育成を図ってまいります。

生活困窮者対策については、これまでの「住宅確保給付金」の支給制度等とあわせて、平成27年度から、生活保護に至る前の自立支援策強化を図ってまいります。

生活保護については、生活保護法の一部改正を受け、引き続き、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等について重点的な取り組みを続けてまいります。

また、昨年4月の消費税率引き上げに伴う低所得者への影響を考え合わせて、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給いたしました。平成27年度も引き続き、市民税（均等割）が課税されない方に対し6,000円を給付してまいります。

障害者福祉については、「笠間市第4期障害福祉計画」に基づき、障害のある全ての方に対して、地域での自立した生活を支えるために必要な福祉サービスを提供するとともに、地域での相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」や「笠間市障害者地域自立支援

協議会」との連携のもと、相談支援体制の強化や権利擁護・虐待防止等に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、平成27年度から3年間を計画期間とする「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」がスタートします。第6期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けて「地域包括ケア計画」と位置づけられており、平成24年度から平成26年度までの第5期計画から開始した地域包括ケアシステム構築のための取り組みをさらに推進するものであります。そのため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでまいります。

介護保険料については、高齢者人口増、要介護者認定率及び受給率の上昇や介護サービス事業所の整備などを考慮して、基準保険料を月額5,200円とし、今後も適正に介護保険事業を推進してまいります。

また、介護サービス利用者に対しましては、6月オープンの新たな特別養護老人ホームの設立により、入所待機者の削減が図られることとなります。

包括ケアのための先進的な取り組みとして、平成26年10月より本格稼働いたしました「介護健診クラウドシステム」により、介護認定情報や見守り支援のための情報、救急医療情報など「官」が持っている情報を安全かつ効果的に医療機関や介護関係事業所などと共有することにより、より精度の高い医療・介護サービスが受けられる体制づくりを促進してまいります。

次に、今後ますます増加するといわれる認知症の対策ですが、地域で安心して暮らすために、地域住民の協力による「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の活用や「緊急医療キット」の配置による緊急時の対応と合わせ、近隣の協力者や関係者による「在宅ケアチーム」の構築及び地域企業との「見守り協定」による日常的な見守りの強化を進めてまいります。

笠間市立病院につきましては、第3次笠間市立病院改革プランに基づき、公立病院として市立病院が果たすべき役割に取り組みながら、経営の健全化を目指してまいります。

高齢化社会に必要とされる在宅医療を軸とし、今までの訪問診療に加え、訪問看護や訪問リハビリなど積極的に取り組んでまいります。

また、保健センター機能や地域包括支援機能、病児保育機能など、行政機能の併設により、行政サービス機能と医療機能を効果的・効率的に生かしながら、保健・医療・介護・福祉との連携により地域に必要とされる病院を目指してまいります。

なお、市立病院の整備については、平成30年4月の友部駅北地区への移転新築を目指し、平成27年度から実施設計に着手してまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、初めに防災体制の充実についてですが、東日本大震災後も広島市などで発生した大規模土砂災害や、台風の影響などによる短時間での局所的集中豪雨など、自然災害の猛威はとどまるところを知りません。

こうした災害に対処するため、昨年3月に作成して全世帯に配布いたしました「防災のしおり」を活用し、市内における土砂災害危険箇所や浸水想定区域の周知徹底、災害発生時における初動対応などについて、認識していただくことにより、市民の生命、財産を守るための防災意識の向上に努めてまいります。

次に、原子力災害への備えとしては、平成25年5月に策定しました笠間市地域防災計画「原子力災害対策計画編」の具体的な行動計画ともいえる「広域避難計画」の策定が課題となっております。現在は、栃木県などの隣接県等との受け入れ交渉を県が進めている段階であり、その協議が整い次第、避難先市町村が示され、個別の協議を行うこととなります。日本原子力発電（株）との安全協定の見直しを含め、「東海第二発電所安全対策首長会議」の構成15市町村と足並みをそろえて進めてまいりたいと考えております。

自主防災組織については、1月末現在で127団体が設立され、組織率は52.94%となっております。災害に強い地域づくりのためにも、今後も継続して組織結成を促進し、組織率向上に努めてまいります。

また、「防災士助成金制度」については、平成26年度に市内11名の方が活用し、防災士の資格を取得しました。今後も、当事業を継続して、地域における防災リーダーの育成に努めてまいります。

消防防災体制については、より効率的で効果的な運営が求められていることから、「茨城県消防広域化推進計画」に基づき、県央ブロックにおける消防組織の広域化を積極的に進めてまいります。

また、岩間消防署の水槽付消防ポンプ車を更新するほか、耐震性貯水槽や消火栓の施設整備を継続して実施し、さらなる消防力の充実を図ってまいります。

救命率向上に向けては、笠間市民間救急ボランティア団体の「かさまハートサポーター」や「女性消防団」が消防職員と協働で、救急講習会等を開催し、市民に対して救急隊が到着するまでに行う応急手当の必要性・重要性を啓発してまいります。

消防団については、団員の確保や詰所の老朽化、車両等装備の充実などの課題解決に向けて、平成27年度は「消防団審議会」を開催し協議を進めてまいります。

女性消防団の活動については、これまでの住宅防火診断に加え、保育所・幼稚園等に訪問しての幼児防災教育や、各事業所への防災広報活動を行ってまいります。

消防救急デジタル無線及び消防指令センターについては、業務開始を平成28年6月に控え、平成27年12月上旬から119番の回線切りかえを順次行い、水戸市内原支所内の「いばらき消防指令センター」において119番受付業務を行ってまいります。

平成26年度から2カ年で改訂作業を進めている「笠間市環境基本計画」については、現

在までに「基礎調査報告書」により改訂方針が示され、平成27年度は、本格的な計画改訂の作業に取り組み、将来の本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策を定めてまいります。

平成25年度から取り組みを行っている「空き家等の適正管理事業」については、市民からの情報提供により空き家を調査し、行政指導を行っており、これまで135件を調査し、空き家の解体を含め62件が解決するなど、一定の成果を上げているところでございます。

国においても、昨年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、本年2月26日に施行されました。今後、この法律の適正な実施を図るために必要なガイドラインが定められることとなっており、本市の空き家対策の実情を踏まえながら、法律に則した市条例の改正を検討し、より一層の住環境の保全に努めてまいります。

住宅用太陽光発電システムの設置費補助については、国の交付金による補助制度が平成26年度で終了となりましたが、環境負荷の少ないエネルギー利用の促進は地球温暖化防止などの環境施策の推進につながることで、また市民からの補助金に対する要望もいまだ高いことから、平成27年度も市の独自施策として継続してまいります。

日常生活を支える生活道路の整備については、安心・安全な道路環境を形成するため、地権者の協力を得ながら、狭あい道路の整備を引き続き進めるとともに、特に交通危険箇所など緊急性の高い箇所を優先的に整備してまいります。

排水整備事業については、近年多発するゲリラ豪雨による浸水被害を未然に防止するため、平成27年度は、友部地区の八雲と美原地内の詳細設計及び笠間地区の荒町と行幸町の整備を推進してまいります。

市道の清掃、美化等については、現在市内に37団体ある道路里親の普及を図り、市民と行政が協力し、道路環境づくりを推進してまいります。

都市公園の管理については、「笠間市都市公園グリーンパートナー制度」による市民の自主的な都市公園の美化活動を推進し、親しみやすい公園にするため、グリーンパートナー協力団体の拡充に努めてまいります。

なお、総合公園の屋外トイレについては、老朽化対策や機能強化として利便性を向上させるため、平成27年度に多目的機能を付加したバリアフリー対応型のトイレに改築してまいります。

上水道事業については、安心安全な水道水の安定供給を図るため、施設の耐震化、石綿管の更新及び鉛製給水管の解消に取り組んでおります。平成26年度末で石綿管は約62%、鉛製給水管については約56%が完了する予定であり、今後も早期完了を目指し、引き続き事業を推進してまいります。また、水道事業の施設の集約化など効率的な運営を図るため、石寺浄水場の廃止に向けて協議を進めてまいります。

なお、平成28年度に予定しております水道料金の統一については、「水道事業の健全経営の確立」及び「水道利用者の公平性の確保」の観点から、平成27年度中に方針を決定し、

準備を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、公営企業法適用化に向けての作業に着手し、施設の老朽化など増大する維持管理費への対応や独自の経営化を推進してまいります。

また、「浄化センターともべ」の中央監視装置及び汚水浄化設備の更新を長寿命化計画に基づき実施し、処理施設の安全な運転に努めるとともに、処理能力の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業については、「友部北部Ⅱ期地区」の平成30年度完成を目指して整備を進めるとともに、既に供用開始している地区の接続率の向上に努めてまいります。

なお、公共下水道や農業集落排水が利用できない地区の方には、平成26年度に続き要件が該当する申請者全員に合併浄化槽設置費の補助を実施してまいります。

次に、地域活性化・定住化促進に向けてですが、日本を代表する建築家、伊東豊雄氏設計の「笠間の家」の利活用や地域おこし協力隊への活動支援、空き家の利活用などを進めてまいります。

笠間の家については、平成27年度より「NPO法人いばらきの魅力を伝える会」に管理・運営を委託し、アートや建築などをテーマとした各種企画展を開催して、地域活性化及び市民と都市住民との交流の場となるよう、活用を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、3名の隊員が地域の活性化に取り組むため、空き家利活用の検討、商品開発、商店会支援、新たな視点による笠間のPRなどの取り組みを中心に活動しているところであります。平成27年度も地域活性化に向けた取り組みを継続的に行うとともに、将来本市への定住を見据えた活動への支援をあわせて行ってまいります。

空き家を活用した定住化促進に向けては、現在、空き家の利用希望者が71人に対して、空き家の登録数が5件と、大幅に少ない状況ですので、「空き家バンク」制度や「空き家利活用支援補助金」を広くPRしていくとともに、不動産業界との連携により利活用を進めてまいります。

次に、防犯・交通安全対策の強化についてですが、昨年（平成26年）の笠間市内における刑法犯罪件数は758件であり、一昨年（平成25年）より140件減少している状況にあります。

本市では、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置を進めておりますが、平成27年度は、新たにまちなかの主要箇所5カ所を選定し、防犯カメラ10基を設置してまいります。

また、「笠間市民間交番あさひ」については、引き続き、地域の防犯拠点として笠間警察署との連携を密にし、地域の安全・安心をサポートしてまいります。

さらに、防犯灯整備について、平成27年度は行政区の一括リース方式に参加できなかった行政区の防犯灯の交換をメインとした助成を行い、省エネ及び行政区の電気料金の軽減を図ってまいります。

交通安全については、昨年（平成26年）の笠間市内における交通事故発生件数は276件で

あり、一昨年（平成25年）より20件減少しており、死亡者数は4人で、その全てが65歳以上の高齢者という状況にあります。交通事故は高齢者がかかわるケースが多いことから、65歳以上の運転に自信のないドライバーの運転免許の自主的な返納を進めるとともに、運転免許返納者の支援として、引き続きデマンドタクシーかさまの乗車券などの交付を行ってまいります。

また、第9次交通安全計画に基づき配置した交通安全教育指導員を中心に、小中学生や高齢者等の交通安全教育を推進していくとともに、平成27年度は「第10次交通安全計画」策定の年度でありますので、笠間市交通安全対策協議会において関係機関と十分協議を行い、今後5年間の交通安全対策を講じてまいります。

笠間市消費生活センターについては、平成25年度から相談業務を「NPO消費者相談室」に委託しておりますが、平成27年度も引き続き、専門的・効率的な消費生活相談の運営をはじめ「消費者力アップ市民講座」や「無料法律相談会」を開催するなど、市民サービスの向上を図ってまいります。また、高齢者を中心に広がる悪質商法やニセ電話詐欺など、ますます多様化する消費者問題に対し、消費者の安心と安全を確保するため、消費者行政の強化に取り組んでまいります。

次に「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」について、ご説明申し上げます。

私は、「まちづくりは人づくり」、そして「教育は未来を担う人づくり」であるという理念のもと、教育振興に努めてまいりたいと考えております。

学校教育については、本年4月から教育委員会制度が変わります。新制度のもとで設置される「総合教育会議」では、教育委員会と積極的に議論を交わし、本市の教育施策の方向性を共有してまいりたいと考えています。

主な施策についてですが、児童・生徒のさらなる学力向上を目指し、昨年に引き続いて「学力向上支援事業」を実施してまいります。すべての小・中学校に市が独自に雇用する「授業支援講師」を配置し、チーム・ティーチングによる授業の充実を図るとともに、習熟度や個人差に応じた学習指導を実施してまいります。

さらに、様々な分野のグローバル化に対応するため、平成27年度の新規事業として「英語教育強化推進事業」を実施してまいります。幼・小・中・高を通じた系統的な連携・交流活動の充実、市内の小学6年生と中学3年生の全員を対象とした英語検定試験受検料の公費補助、英語指導助手の全校配置による授業・研修の充実など、英語教育の強化を図ってまいります。

学校施設の整備については、廃校となる学校を除く小中学校の校舎・体育館の耐震化事業が平成26年度で全て完了したところであります。今後は、学校施設の環境改善を目的とした老朽施設改修事業を順次進めていくものとし、平成27年度は岩間第一小学校校舎の外壁・トイレ等の改修事業を進めてまいります。また、充実した環境の中で柔道や剣道など

の指導・習得ができるよう、平成28年度の完成を目指して、笠間中学校の武道場整備を推進してまいります。

小中学校の適正配置については、4月の学校統合に向けて万全の準備を整えているところであり、今週末と来週末には、統合となる4校の閉校記念式典の開催をそれぞれ予定しているところであります。新しい学校生活が始まる平成27年度については、子どもたちがいち早く新たな環境になじむことができるよう、生活面・学習面でのきめ細やかなケアに取り組んでいくとともに、学校跡地の利活用策について、全庁的に協議を進めてまいります。

市立図書館については、市民の高い利用率により、平成24年から2年連続で人口8万人未満の公立図書館として貸出数全国1位の実績を上げているところであります。

平成27年度は、今まで3館同時の休館日であった資料整理日を交互に設けることや年末の特別開館等を実施し、さらに利用しやすい図書館づくりに取り組んでまいります。

笠間公民館の施設については、昭和57年の完成以来、築33年が経過し、大ホールや空調設備等、全体的に老朽化が進んでいる現状であります。平成27年度は改修計画の実施設計を行い、笠間公民館のリニューアルに向けて取り組んでまいります。

筑波海軍航空隊記念館については、平成25年12月の開館以来、多くの方々にご来場いただき、入館者数も9万3,000人（月平均6,600人）に達しております。今年は戦後70年の節目を迎えますので、戦争の歴史を伝える記念館として、平成27年度も継続して運営を支援してまいります。

笠間城跡の保存調査については、平成27年度は国の補助事業を活用し、市指定史跡の区域を中心とした約0.42平方キロメートルについて、航空レーザー測量を行い、地形測量図を作成いたします。この地形測量図は、発掘調査や縄張調査の基礎となるものであり、城跡の範囲を考察するための重要な図面となります。

また、区域内に生育している樹木や植物の植生調査、江戸時代の笠間藩主であった牧野家の古文書を中心に笠間城関連の絵図や文書の総合的な資料調査を継続して行ってまいります。

スポーツの振興についてですが、毎年12月に開催しております「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」については、合併10周年記念大会としてさらに充実した大会となるよう取り組んでまいります。

また、体育施設の整備については、老朽化の進んだ岩間工業団地テニスコートの全面改修を行い、施設の充実を図ります。

平成31年に開催されます「茨城国体」については、笠間市で開催する「軟式野球」・「ゴルフ」・「クレイ射撃」・「合気道」の準備を進めるために、実行委員会設立準備委員会を設置し、開催準備に取り組んでまいります。

国際交流の推進については、「元気かさま応援基金」を活用し、平成27年度も引き続き、

市内在住・在勤の学生や社会人を中心に募集を行い、近隣アジア諸国を中心に派遣事業を実施してまいります。

また、語学指導を行う外国人青年を招致するJETプログラムを活用し、国際交流員(CIR)1名を任用し、主に市内の市立保育所、幼稚園児を対象に、活動や遊びを通して早期から英語に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、これまで交流のあった、レバノン、クウェート、エチオピアの各国、ドイツのラー市などとの交流も継続してまいりたいと考えております。

次に、「人と地域、絆(きずな)を大切にした元気なまちづくり」について、ご説明申し上げます。

協働のまちづくりについては、公共も含めた新しい協働事業への認識を深めるため、これから市民活動に取り組もうとする方を対象に、必要な知識や手法を学んでいただくための入門講座を開催してまいります。

市民活動や地域コミュニティ活動の交流拠点となる「地域交流センター」については、平成27年度に「友部地区地域交流センター」の工事に着手し、平成28年度のオープンに向け、施設の運営管理や利活用面について検討してまいります。「岩間地区地域交流センター」についても、平成27年度に実施設計を行ってまいります。

また、地域集会所の増改築においては、住民のだれもが地域集会所を利用しやすい環境を整備し、補助を行ってまいります。

「地域ポイント制度」については、新たな人材の発掘や地域活動の参加機会の拡大を目指している中、2,400人を超える市民が登録し、市や市民活動団体が主催するイベントや講座への参加、ボランティア活動への協力をいただいております。今後、ポイント還元メニューの充実を図ることで、循環型の制度としての特徴があらわれるよう継続して推進してまいります。

ふるさと寄附金制度については、昨年10月から一括業務代行を活用した全国への情報発信を始めたところ、約6カ月で1,500万円を超える寄附をいただきました。寄附は「元気かさま応援基金」に積み立て、今後の各事業に生かしていくとともに、より多くの方々に継続して応援いただけるよう、特典の内容の充実を努めてまいります。

次に、男女共同参画の推進については、新たな取り組みとして、女性の活躍の場の拡大に向けて、出産を契機に離職する傾向にある女性に対して、再就職に当たっての研修機会を平成27度は有資格者にスポットを当てて実施してまいります。

情報政策につきましては、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の運用開始に伴い、マイナンバーカードを利用した行政サービスの提供を進め、市民の行政手続きの利便性向上に努めてまいります。

行財政改革を進める中で、特に、使用料及び手数料については、サービスに要する経費を的確に把握するとともに、受益者負担の原則に基づいた算定方法を明確にし、サービス

内容の透明性を高め適正な料金設定とするため、全庁的な見直しに取り組んでまいります。

指定管理者制度については、「笠間市指定管理者制度導入および運用ガイドライン」に基づき、積極的に制度を運用してまいりました。平成27年度は、制度導入の効果や管理運営状況などの検証、指導体制をさらに充実させ、より一層のサービス向上と施設管理の適正化に取り組んでまいります。

次に、平成27年度における組織機構の主な改正についてですが、一つ目は、各部署それぞれに行われているさまざまな対外向けの情報発信を統括し、戦略的な広報、情報発信を推進するため、「広報戦略室」を秘書課内に編成します。二つ目は、市税徴収率向上の流れをさらに加速させるために、納税等特別対策室の強化と機動性の向上を図る必要性があることから、総務部内に「収税課」を編成します。三つ目は、農業施策を推進する産業経済部において、農政課と農村整備課を統合し、より効率的・効果的に施策を推進する体制とします。さらには、農業集落排水事業の推進部署の再編や企業誘致推進室の所管がえなど社会環境などの変化に対応した組織改編といたしました。

次に、自治体間の広域連携の取り組みについてですが、昨年10月に「縁結び広域ネットワーク協定」を締結した1市3町、及び「県央地域首長懇話会」を構成する9市町において、より効率的な行政運営を進めるために議論を深めてまいります。

特に、「県央地域首長懇話会」では、保健・医療・福祉分野や地域公共交通などの生活基盤の確保を広域的に進めるため、定住自立圏形成の協定締結に向けて協議を進めてまいります。

以上が、総合計画に基づく「6つの柱」に従った主要施策の概要であります。

また、これらの主要施策に加え、平成27年度は、新笠間市誕生10周年を市民の皆様と祝い、本市のさらなる飛躍につながるよう、様々な記念事業を実施いたします。

実施にあたっては、市民と行政が一体となり、これまでの歩みを振り返り、未来へ羽ばたく起点とすることをコンセプトに掲げております。

具体的には、来年3月19日の合併記念日に記念式典を開催するとともに、市政の歩みを感じられる「広報かさま 記念号」を作成し、全戸に配布いたします。

また、メイン事業として、幼児から高齢者まで市民総参加のスポーツの祭典「かさま市民運動会」を10月18日に笠間市総合公園において開催いたします。なお、同時開催で、会場内で食や健康ブースを設け、市の魅力を発信するほか、同日公園内に「もみじ」の記念植樹を行います。

このほか、記念フレーム切手の発行や10周年標語募集などを実施してまいります。

さらに、既存事業の「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」や「かさま国際音楽アカデミー」については、記念事業として内容をさらに充実させて開催するほか、市民憲章推進協議会主催で行っている清掃活動を11月14日、佐白山、北山公園、愛宕山の3カ所一斉に市民参加により実施してまいります。

これらの事業を通じて、本市の魅力を発信し、郷土への愛着心や誇りを持てるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、笠間市総合計画の6つの柱を基本に、議会ならびに市民の皆様と真摯に議論を重ね、そして手を携えながら、職員一丸となって、躍進するまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

今定例会におきましては、法令等に基づく報告事項のほか、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が2件、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてを初めとする議案44のご審議をお願いするものであります。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） ここで、暫時休憩をいたします。11時20分に再開いたします。

午前11時13分休憩

午前11時21分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、議題といたします。

本件は任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦の方法で行うことに決定いたします。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に8番の石田安夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました石田安夫君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石田安夫君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石田安夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第2号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について、及び委員会提出議案第2号 笠間市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長石松俊雄君。

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、委員会提出議案第1号及び第2号の提案理由を一括して説明させていただきます。

委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例については、平成26年6月20日に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、この法律の改正により、委員長職が廃止され、教育長が会務を総理することになったため、委員会条例第21条中の教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。

なお、この条例改正につきましては、法律の施行日と同日の平成27年4月1日から施行するものであります。

委員会提出議案第2号 笠間市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、昨年11月に改正した笠間市議会会議規則にあわせ、第4条第3項中の「議会だより編集委員会」を「広報委員会」に改め、さらに、議員の費用弁償の支給に当たり、議会申し合わせ事項にあわせ、本会議及び全員協議会の開催日に開催する常任委員会等について、費用弁償を支給しないことを条例に明記するための所要の改正をするものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会より提案をさせていただきます。

ます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に候補者を推薦し、法務大

臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、2名の人権擁護委員が平成27年6月30日をもって任期満了となるため、平成24年から活動されている郡司 守氏、及び平成18年から活動されている綱川洋美氏を引き続き候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意

を求めることについて、ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号から議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、政治倫理確立のために設置する審査会の委員について、同条第3項の規定により、専門的知識を有する委員として、弁護士の篠崎和則氏、税理士の財津亮子氏の2名、また、公募による委員として、山口致辰氏、飯野千賀子氏及び矢島政彦氏の3名、合わせて5名の選任について議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて、ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の海野隆夫氏が平成27年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに豊田勝美氏の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年人事院勧告を尊重し、職員の給与を改定するため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は人事院において勧告された給与制度の見直しに伴い、改正をするものであります。議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

それでは、29ページをお開きください。

第3条第1項において、職員に支給される手当に地域手当を加え、現行の第12条においては、第11条の2に繰り上げ、新たな第12条として地域手当に関する規定を加えております。

次に、30ページをお開きください。

第12条の4、第2項において、単身赴任手当の基本額を2万3,000円から3万円に、距離に応じた加算額の上限を4万5,000円から7万円に改め、第14条第3項においては文言を修正しております。

次に、31ページをお開きください。

第17条において、勤務1時間当たりの給与額の算出に当たり、地域手当を加え、第18条の2において、管理職員特別勤務手当の支給の対象に災害対応等による平日深夜の勤務を加えております。

次に、32ページをお開きください。

第19条第2項において、再任用職員に対する単身赴任手当についての支給を、第20条第1項及び第4項において地域手当を加え、附則第12項第2号を附則第12項第3号と改め、第4項及び第5項において期末手当の基礎額に地域手当を含めております。

次に、33、34ページをお開きください。

第21条第1項及び第2項において地域手当を加えることに伴い、附則第12項第3号を附則第12項第4号と改め、第3項において勤勉手当の基礎額に地域手当を含めております。

第22条及び第24条は地域手当を加えております。

次に、35ページをお開きください。

附則でございますが、第8項において、第12条を第11条の2と改め、また、第12項において、55歳を超える課長級以上の者に行っている減額措置の終期を平成30年3月31日までとしております。

次に、36、37ページをお開きください。

現行の第2号を第3号に繰り下げ、第2号に地域手当の規定を加え、新たな第3号及び第4号においては、期末手当、勤勉手当の基礎額に地域手当を加えております。

第5号のイからオにおいては、地域手当の追加に伴い、第2号及び第3号を加えております。

次に、38ページをお開きください。

第14項第2号において、55歳を超える課長級以上の者の勤務1時間当たりの給与額の算定に地域手当を加えております。

別表第1の38ページから64ページにかけては、給料表を改正しております。

次に、65ページをお開きください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第7条において、特定任期付職員の給料表を改正し、第8条において、第12項の2までを第11条の2まで、第12条の2と改めております。

ページを戻りまして、26ページをお開きください。

追加される附則でございますが、第2項において給料表の切りかえに伴った昇格に関する調整措置を規定しております。第3項において平成30年3月31日までの経過措置、現

給保障を規定しております。

次に、27ページをお開きください。

第4項第5号において、給料表を異にして異動したもの、人事交流職員についての減給補償を規定し、第6項において平成27年4月1日における昇給の号数を1号抑制しております。第7項において、地域手当及び単身赴任手当の加算を段階的に導入するに当たり、率及び金額を規則委任としております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公益的法人等への派遣職員に対する給与の支給について所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、市の施策の全部または一部を担っている公益的法人等へ人的支援を行う際に、給料及び手当を市が支給できるよう改正を行うものであります。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

それでは、2ページをお開きください。

第4条において、派遣職員の派遣期間中に支給できる給与を定めておりますが、これを笠間市職員の給与に関する条例に規定する給料及び手当に改め、また、第7条において、企業職員または単純労務職員である派遣職員の派遣期間中に支給できる給与を定めておりますが、笠間市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び笠間市就業規則に規定する給料及び手当に改めております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 9 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第 9 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 9 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第 9 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長が特別職に位置づけられること、及び教育長の職が廃止されることにより、所要の改正を行うものです。

また、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、「母子自立支援員」の名称が「母子・父子自立支援員」にかかわることから所要の改正を行うものであります。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

教育長が特別職になることから、第 2 条に教育長を加え、別表において委員長の職の廃止に伴い、委員長の各項目を削除いたします。また、「母子自立支援員」の職名を「母子・父子自立支援員」に改めております。

前のページに戻っていただきまして、次に、本条例案の附則のご説明をいたします。

第 2 項におきまして、現在の教育長が在職する期間は、改正前の笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第 2 条及び別表の教育委員の委員に係る部分について、その効力を有することとした経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う教育長の給与の支給について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに任命される教育長が特別職に位置づけられるため、教育長の給与及び旅費に関する規定を加えるものでございます。

また、特別職である市長、副市長、教育長の給与月額を減額することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

第1条の特別職に教育長を加え、第2条及び別表第1に教育長の給与月額を、別表第2及び第3において教育長の旅費について定めております。

次に、5ページをお開きください。

附則に第13項の規定を加え、平成27年4月1日から平成28年3月31日における特別職の給料月額の減額について定めております。市長の給料月額は100分の20に当たる額を、副市長と教育長は100分の5に当たる額を減じるとしております。

次に、本条例案の附則のご説明をいたします。

ページを戻りまして、1ページをお開きください。

第2項におきまして、現在の教育長が在職する期間中は、この条例ではなく、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を適用するとした経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第15、議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は教育長の給与の支給について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、現在の教育長の給与月額を減額することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

附則に第10項の規定を加え、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、100分の5に当たる額を減じるとするものでございます。

前のページに戻っていただきまして、次に本条例案の附則のご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな教育長の身分は特別職となりますが、第2項に基づきまして、現在の教育長が在職する期間中はこの条例が適用することになります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律の趣旨にのっとり、同法で新たに規定された手続等の追加、その他所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国の行政手続法の一部が改正され、新たに行政指導をする際に、根拠等を示す義務、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する手続が追加されたことに伴い、笠間市行政手続条例においても同様の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、目次として新たな章及び条が追加されたことにより改正を行うものでございます。

次に、第2条に、新たに第10号として「法律等」というこの条例において用いる言葉の定義を加えるものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第3条については、新たな章を加えたことによる文言の修正及び削語による文言の修正を行うものでございます。

次に、第33条の行政指導の方式に、第2項として1項追加し、行政指導をする際に、許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対しその根拠等を示さなければならないとするものでございます。また、今回の新たな項の追加で既存の第2項以下を1項ずつ繰り下げるものでございます。

次に、6ページをごらんください。

まず、第35条として、新たに行政指導の中止等の求めに関する規定を追加するものでございます。内容といたしましては、法令等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、その行政指導が法令等に規定する要件に適合しないと思われる場合に、市にその中止を求めることができるとするものでございます。

次に、6ページの最後から7ページをごらんください。

まず、第4章の次に、新たに第4章の2、「処分等の求め」として第36条を追加するものでございます。内容といたしましては、何人も法令等が違反する事実がある場合において、

その是正のためにされる処分または行政指導がされていないと思われるときは、市に対してこれを申し立てることができるとするものでございます。なお、今回新たに2条を追加したことにより、既存の第35条を第37条としております。

最後に戻りまして、3ページごらんいただきたいと思えます。

この条例の附則としまして、まず第1項で、この条例は法の施行日にあわせ、平成27年4月1日から施行するものとしております。次に、附則の第2項で、笠間市税条例の一部改正として、この条例の条文を引用しておりました笠間市税条例第3条の2、第2項中の文言について、本改正による条文のずれの修正及び削語による修正を行うものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。1時から再開いたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第17、議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正及び笠間市立小中学校適正配置実施計画に基づく小中学校の統廃合の実施に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て新制度に伴いまして児童福祉法の改正等にあわせ、また、

小学校の統廃合に対応した改正を行うものでございます。

説明につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。

第1条は法改正に伴いまして引用条文を変更するとともに、第4条で児童クラブの対象児童を小学校3年生までという条件を削除いたします。別表に移りまして、別表第1では、小学校の統廃合により箱田小児童クラブ、佐城小児童クラブ、東小児童クラブの項目を削除するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上で、笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第18、議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されることに伴い、延長保育料及び広域入所保育料の導入並びに公立保育所の定員増を図るため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、平成27年4月から子ども・子育て新制度の施行に伴い、公立保育所における延長保育料と他市町村から市内公立保育所に入所した場合の保育料を新たに定める必要があることから条例に追加するとともに、保育所の定員につきましても、4月1日付での入所定員の厳格化が求められたため、保育室の面積が許す定員に変更するものが主な内容

でございます。

1 ページをお開きください。

最初に、条例の題名ですけれども、設置及び管理に関すること以外の保育料についての規定を追加いたしますので、「等」を加えまして、題名としまして、笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例と改めます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、3 ページをお開きください。

第1条、第5条、第6条につきましては、文言の整理を行い、第7条で延長保育を実施する旨の規定を定めております。

第8条で延長保育料の額などについての規定を追加いたしました。

4 ページをお願いいたします。

第9条で、広域入所保育料として他市町村から入所する場合には、居住する市町村が定める保育料を徴収する旨の規定を追加しております。

以上、三つの条文を追加いたしましたことにより、7条が10条に繰り下がります。

別表では、各保育所の定員をてらさき保育所は70人から85人に、くるす保育所は139人から150人に、いなだ保育所は70人から87人に、ともべ保育所は90人から92人に変更するものです。

2 ページにお戻りいただきます。

附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、あわせまして条例の題名を変更いたしますので、この条例を引用しています公共施設の暴力団等排除に関する条例についての規定についても変更するものでございます。

以上で、笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第19、議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定

地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、平成25年に地域主権一括法の施行に伴いまして本市において定めた条例でございますが、今回、サービスの名称や利用定員の緩和など、条例が従うべき、または参酌すべき基準としています介護保険法施行規則等の改正が行われたため、条例の一部を改正するものです。

説明につきましては、新旧対照表により行いますので、9ページをお開きいただきます。

改正内容には文言の整理なども含め多岐にわたりますので、主なもののみご説明申し上げます。

左側が改正案となりますが、目次の第9章複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めまして、以後、全ての複合型サービスを同様に改めます。

12ページをお開きいただきます。

第42条第2項に、第8号としまして、従業員の勤務の体制及び勤務状況に関する記録を追加いたします。この規定につきましては、事業所において定めておかなければならない職員の勤務体制について補完義務を明確にするために定めるものであり、以下、全ての地域密着型事業所において同様の規定を追加しております。

14ページをお願いいたします。

63条に新たに第4項としまして、いわゆる認知症対応型通所介護事業所において、夜間

及び深夜の時間帯に認知症対応型通所介護事業以外の事業、いわゆる「お泊りデイサービス」といいますけれども、を行う際の事前届出の規定を追加しております。

次のページ、15ページをお願いいたします。

第65条第1項では、事業所ごとに3名以下とされていた共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員につきましては、共同生活住居ごとに3名以下とするものでございます。

78条の2は、指定認知症対応型通所介護事業所における事故発生時とその後の対応を追加しております。

続きまして、17ページの第82条第6項の改正は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員については、勤務可能な範囲として同一敷地内にある施設を追加するものです。

21ページをお開きください。

第85条第1項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25名から29名に変更し、第2項は登録定員に応じて通いサービスの利用定員を定めるものです。

22ページをお願いします。

第91条第2項は、外部評価の義務規定については、他の規定で同様の機能を有する会議の設置を規定していることから削除しまして、24ページ、第134条では、指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数を、必要に応じて1または2を三つまでとするものでございます。

34ページの第9章から最後の46ページまでの改正につきましても、複合型サービスを介護小規模多機能型居宅介護へ名称を変更すること、登録定員を25名から29名への変更、また、登録定員の数により通いサービスの利用定員を変更するなどが主な内容でございます。

8ページに戻っていただきまして、附則でこの改正条例は平成27年4月1日より施行するものといたします。

以上で、笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

続きまして、議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は議案第15号と同様、平成25年に地域主権一括法の施行に伴い、本市において定めた条例でございます。改正の趣旨につきましても同様でございますので、説明は省略させていただきます。

改正条例の説明につきましては、新旧対照表により行いますので、5ページをお願いいたします。

前条例の改正と同様、文言の整理など含め、多岐にわたりますので、主なもののみご説明いたします。

第7条に4項を追加しまして順次下げるものですが、内容はいわゆる介護予防認知症対

応型通所介護事業所において、夜間及び深夜の時間帯に介護予防、認知症対応型通所介護以外の事業、いわゆるお泊りデイサービスを行う際の事前届出を定めるもの。

7ページに移りまして、第9条第1項は、事業所ごとに3名とされていた共用型介護予防認知症通所介護事業所の利用定員につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所との共用型事業所の場合につきましては、共同生活住居ごとに3名とするものでございます。

8ページをお開きください。

37条第4項の規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における事故発生時の対応を追加するものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第40条第2項第6号に記録すべき事項としまして、従業員の勤務体制及び勤務状況に関する記録を追加するとともに、以下、全ての介護予防地域密着型事業所に同様の規定を定めております。

同じページの44条第6項は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設または同一敷地内の事業所の従業員との兼務に関する規定を整理しております。

14ページをお開きいただきます。

第47条第1項は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25名から29名に変更しまして、第2項は登録定員に応じて通いサービスの利用定員を定めるものでございます。

16ページをお開きいただきます。

第66条第2項で、外部評価の義務規定を削除しました。この規定も前条例の改正内容と同様でございます。

次に、次のページで、74条では、指定介護予防認知症対応共同生活介護事業所における共同生活住居の数を必要に応じ、三つまでとするものでございます。

その他の変更につきましては、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更となるため、本条例中の名称を変更しております。

以上で、議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第20、議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法改正の施行・改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正におきまして、同法第8条の2、第7項に規定されています介護予防通所介護事業が削除されることに伴いまして所要の改正を行うものです。

説明につきましては、新旧対照表により行いますので、2ページをお開きください。

法改正に伴いまして、第3条第2号の介護予防通所介護事業を削除しまして、以下の号数を繰り上げるものです。

第7条の改正と次のページ8条の改正は、第3条第2号の事業を削除したことによる利用者の定義と利用料金、支払い義務者の変更を行うとともに、文言の整理を行っております。

1ページにお戻りいただきまして、この条例は平成27年4月、法施行と同時に施行いたしますが、附則2項で、市が介護保険法で定める介護予防日常生活支援総合事業の実施が完了するまでの間は、事業所は通所事業を実施する必要があることから、その経過規定を定めております。

以上で、笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明を終わりました。

議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第21、議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正により実施することとなった介護予防日常生活支援総合事業等の事業の実施期日の猶予を定めるとともに、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は第6期介護保険事業計画が作成されたことにより、平成27年度からの介護保険料の改定とあわせて、介護保険法の改正によりまして、平成27年度から実施することとなる、介護予防日常生活支援総合事業等についての地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の附則第14条の規定に基づき、施行期日の経過措置を定めるものが主な内容でございます。

説明につきましては、新旧対照表により行いますので、4ページをお開きいただきます。

第4条におきまして、改正後の保険料も現行の市の介護保険料と同様、国の案では9段階ですが、より負担能力に応じた段階設定とするため、10段階とし、わかりやすいように介護保険料の区分を号数と段階を同じ番号で規定しております。

なお、現行におきましては、保険料規定の際に、附則で2段階の特例段階を設けておりますので、現行においても10段階ですけれども、現行の場合、8号までの規定となっているものです。

基準となります保険料は年額ですけれども、第5号で定めております6万2,400円となります。現行の基準額5万2,800円と比較しますと18.2%の増額となります。この基準額をもとに、国が示しました調整率を乗じて各段階の保険料を定め、1号では3万1,200円、基準額の0.5倍としておりますが、6ページをお開きいただきます。

6ページの2項としまして、国の消費税導入に伴う平成29年度までの減額措置の規定によりまして2万8,080円、0.45倍としております。

戻っていただきまして、4ページお開きください。

2及び第3段階は4万6,800円で0.75倍、4段階は5万6,160円で0.9倍、第6段階は7万4,880円で1.2倍、以下、6ページの10段階は調整率1.8倍を乗じました額、11万2,320円としております。

6ページ、7ページにつきましては、文言の整理と附則の9項におきまして、東日本大震災で被災した方に対する減免規定をこの条例で整理いたしまして、附則第10項で平成30

年3月31日までに実施することとなる介護予防日常生活支援総合事業等の実施の期日を、環境が整い次第、市としては実施する予定でございますけれども、附則で委任する規定を定めたものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行いたしますけれども、東日本大震災の被災者に対する減免については、交付の日から施行しまして、平成26年度以前の保険料につきましては、この条例改正にかかわらず、従前のまま取り扱うことを規定しております。

以上で、笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第22、議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援の新制度施行に伴い、公立幼稚園の保育料の変更及び認定こども園への円滑な移行のため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行されますが、新しい制度のもとでは、教育・保育施設の保育料については、国が定める基準額を上限として世帯の所得に応じた保育料を市町村が定めることとされています。そのため、新制度の趣旨、また、子ども・子育て会議での審議内容、答申を踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、4ページからの新旧対照表でご説明申し上げます。

第1条及び現行条例の第2条の入園料でございますけれども、新制度では毎月徴収する利用者負担の中で徴収していくことが基本となっておりますので、入園料については徴収しないことといたしました。

次に、改正案第2条、保育料の額でございますが、6ページから7ページにまたがりまず別表をごらんください。階層区分を5段階といたしまして、市町村民税の課税状況によりゼロ円から1万7,000円までの月額保育料を設定してございます。

5ページの第6条、多子世帯の保育料の軽減を新たに追加し、小学3年生以下の子どもを2人以上養育している世帯では、2人目の子どもの保育料が2分の1、3人目以降の子どもの保育料については無料としております。

第7条では、預かり保育料についても保育料の減免の対象とすることといたしました。

一番下になりますけれども、附則で、経過措置といたしまして、笠間幼稚園は平成28年3月末まで、稲田幼稚園につきましては平成29年3月末まで、こども園へ移行するまでの間でございますけれども、次ページの表にございますように、5,500円を上限とする保育料といたしております。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第23、議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、特別職として位置づけられる教育長に対し、職務に専念する義務の規定が設けられたため、教育長の勤務条件及び職務専念義務の免除に関して新たな条例を制定するものでございます。

本案の内容について説明いたします。

第2条に、教育長の勤務時間その他の勤務条件について、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を適用するとしております。

また、第3条に、教育長の職務専念義務、免除について、笠間市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定を適用すると定めております。

次に、本条例案の附則のご説明をさせていただきます。

第2項におきまして、現在の教育長の在職する期間中は、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を適用するとした経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第24、議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの職員の基準について、条例で定めることとなったため、制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史明君。

〔福祉部長 櫻井史明君登壇〕

○福祉部長（櫻井史明君） 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、第3次地域主権一括法の公布により、介護保険法が改正されたことに伴いまして介護保険施行規則で定めている基準を市の条例において定めるものでございます。

なお、本市における地域包括支援センターは介護保険法施行規則で定められている基準に基づき運営をしており、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域の特性は見当たらないことから、これにあわせた条例といたします。

1 ページをお開きください。

第1条から第3条までは趣旨、定義及び基本方針と、第3条の2項で適切で公正かつ中立的な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の設置を定めております。

第4条と5条で人員の基準を定め、本市の場合ですけれども、保健師4名、社会福祉士4名、主任介護支援専門委員4名の配置が必要になります。

続きまして、次のページ2ページをお開きください。

附則におきまして、この条例の施行期日を定め、平成27年4月1日の施行としております。

以上で、笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第25、議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めることとなったため、制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、議案第21号と同様、第3次地域主権一括法の公布によりまして、介護保険法施行規則で定められている基準を市の条例において定めるものでございます。

本市の介護予防支援事業所はこの介護保険法施行規則で定められている基準に基づき運営しておりますけれども、同様の規定とするものですが、保存すべき記録に職員の勤務体制及び勤務の状況に関する書類を追加いたします。記録の保存年限を2年から5年と変更するものでございます。

国の基準を変更する理由につきましては、各事業所で定めておかなければならない職員の勤務体制について、保管義務を明確にすること、また、地方自治法の規定によりまして、公費の過払いの返還請求期限が5年となっていることから、整合性を確保するものでございます。

本条例は35条で構成され、章により区分されておりますので、章ごとにご説明申し上げます。

1 ページの総則につきましては、趣旨、用語についてと一般原則を定めております。

2 ページからの基本方針は、第4条で指定介護予防支援の事業等の基本方針を定め、同じく、同じページの第3章で、人員に関する基準では事業所ごとに配置すべき従業者や管理者を、3ページから11ページの第4章におきましては、運営に関する基準としまして利用者に対する事前説明や禁止事項を定めております。冒頭で申し上げました市独自の規定としまして、第31条で記録の整備について規定しております。第5章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基本的な方針としまして、医療サービスとの連携や担当職員の具体的な業務方針を定めております。

11ページから17ページにかけましては、介護の実施に当たっての留意事項を28項目規定しておりまして、介護予防の効果を最大限に発揮することとしております。

最後に、17ページで、第6章におきましては、遠隔地で介護予防事業を受ける場合の取り扱いについての準用規定を定めております。

18ページの附則で、施行期日につきましては、平成27年4月1日といたします。

以上で、笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について

○議長（藤枝 浩君） 日程第26、議案第23号 新市建設計画（第一回変更）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）についての提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、新市建設計画の一部を変更するため提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）につきまして、ご説明いたします。

現在、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債を起すことができる期間が最大で10年間延長できる特例が定められております。

本市の目指すべき将来像実現に向けて、現在予定されている事業を着実に推進するとともに、新たな行政需要や課題に的確に対応できる柔軟性に富んだ持続可能な財政基盤を確立させる必要がございます。そのため、財源調達手法として有利な合併特例債の活用が引き続き可能となるように、笠間市・友部町・岩間町合併協議会において策定した新市建設計画の一部を変更いたしたく、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

計画の変更内容でございますが、新市建設計画（第一回変更）の新旧対照表の8ページをごらんください。

まず、計画期間の変更といたしまして、平成17年度から平成27年度までの11カ年を平成17年度から平成37年度までの21カ年とするもので、10年間延長するものでございます。

次に、内容の変更といたしまして、法令、制度等の変更に伴うもの、事業進捗状況の整理に伴うもの、統計データ・更新に伴うものなど、必要最小限の記述の整理を行うものでございます。

31ページをごらんください。

最後に、財政計画の変更といたしまして、延長する計画期間にあわせたものとするため、平成17年度から平成25年度までを決算額に改めるとともに、平成26年度以降、平成37年度までを推計するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（藤枝 浩君） 日程第27、議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3、第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議についてをご説明いたします。

県央地域9市町村においては、地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づく協定を結び、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用できる公の施設の広域利用を実施しているところではありますが、このたび城里町の新庁舎完成に伴い、コミュニティセンター城里の一般利用が可能となったため、別紙のとおり協定対象施設に追加し、平成27年4月1日付で締結するため、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第28、議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する

る条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第25号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、工事名は26社交長第502号電気設備改修工事でございます。

工事の概要といたしましては、浄化センターともべの水処理施設の制御装置、計装装置、現場操作盤などの電気設備を改修するものであり、下水道の長寿命化計画に基づいて実施しております新たな機械設備等に対応できるよう改修するものであります。

次に、契約についてでございますが、2月13日に一般競争入札を行った結果、落札者と2月20日に仮契約を締結いたしました。契約金額は2億1,222万円、うち消費税額が1,572万円でございます。

契約の相手方は東京都千代田区神田和泉町1番地、日新電機株式会社東京支社、支社長永田幸一でございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

議案第27号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第28号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第29号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第30号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第29、議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、ないし議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から、議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成26年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計5会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第26号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、年度末に当たり、額の確定等に伴うもののほか、国の補正予算で措置された緊急経済対策に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起生活支援型や地方創生先行型を活用して、平成27年度以降に実施する予定であった事業を前倒しし、追加計上するものが主なものでございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億8,376万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290億8,204万5,000円とするものでございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の継続費補正は、公共施設等総合管理計画策定業務及び佐城小学校施設解体事業が入札により事業費が確定したことに伴い、総額及び平成26・27年度の年割額を変更するものでございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

第3表の繰越明許費補正ですけれども、1、追加は国の補正予算で措置されました緊急経済対策に伴う事業を平成27年度から前倒しをして、予算化し、平成27年度予算と一体化して事業を進めるため繰り越すもので、それが23件、2億3,576万3,000円を含め、翌年度への繰り越し事業として11ページまでの全56件、金額で8億5,607万7,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2の変更でございますけれども、先に繰越明許費を設定しておりました台風18号関連の災害復旧費について、国庫補助の対象事業の確定等により額を変更するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

第4表の債務負担行為補正ですけれども、1の追加につきましては、緊急雇用創出事業委託、行政手続制度整備事業ほか5件につきまして、平成27年度の業務を準備するに当たり、平成26年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

2の変更分につきましては、財務会計システム使用料ほか7件につきまして、入札等による契約額の確定により、限度額の変更を行うものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

第5表の地方債補正ですけれども、地域交流センター整備事業債につきましては、国庫補助金の充当額の変更により、また、認定こども園整備事業債ほか8件につきましては、事業費の変更などにより起債限度額の補正をするものでございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

市道整備事業債、安居・押辺地区整備事業につきましては、事業の先送りにより起債を廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、20ページをお開きいただきたいと思います。

第1款市税、第1項市民税、2目法人分2,500万円増、第2項固定資産税、1目固定資産税7,600万円増、第4項市たばこ税、1目市たばこ税800万円の減は、決算見込みにより補正するものでございます。

第7款ゴルフ場利用税交付金2,300万円の減は、ゴルフ場が一つ廃止となったことにより減額をするものでございます。

第10款地方交付税、1,131万2,000円の増は、国が調整率を設けて減額されていた普通交付税が国の補正予算により調整率の適用がなくなったことから増額となるものでございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目民生費、国庫補助金6,190万6,000円の減は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付額の確定見込みによるものでございます。

6目総務費国庫補助金1億8,701万3,000円は、国の補正予算で措置されました緊急経済対策に対するもので、地域消費喚起生活支援型に1億1,913万5,000円、地方創生先行型が6,787万8,000円となっております。

27ページをお開きいただきたいと思います。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,520万5,000円は、法定外公共物と未利用の市有地など、7件の土地の売払いによる収入を計上しております。

28ページをお開きいただきたいと思います。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の3億8,916万6,000円の減は、一般財源が確保できる見込みになったことから、予定していました財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

2目福田地区地域振興整備基金繰入金3億8,010万9,000円の減は、予定しておりました

エコフロンティアかさま対策事業の執行見込みにより財源として充てておりました基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものでございますけれども、33ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費2,778万3,000円の増は、国の補正予算で措置されました緊急経済対策による事業が主なもので、次ページの13節委託料、事業効果分析業務委託料、笠間市地域デザイン委託料及び笠間まちなかガイドシステム構築委託料が主なものでございます。

47ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目母子衛生費、19節負担金補助及び交付金、特定不妊治療費補助金600万円の増につきましては、国の補正予算による緊急経済対策分でございます。

5目環境衛生費2,871万7,000円の減は、19節で合併処理浄化槽の設置整備事業補助金の減が主なものでございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費3億7,991万5,000円の減は、予定しておりました地域内の道路等の補修工事3億398万3,000円、公有財産購入費7,281万2,000円の減額が主なものでございます。

50ページをお開きください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節委託料で、販売促進強化事業委託料300万円、ふるさと名物商品事業委託料1,400万円は、ともに国の補正予算による緊急経済対策分でございます。

54ページをお開きください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費の1億1,605万5,000円の増ですが、こちらも国の補正予算による緊急経済対策分の増によるもので、19節負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券発行事業補助金等が主なものでございます。

61ページをお開きください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費5,869万4,000円の減は、19節負担金補助及び交付金で、茨城消防救急無線指令センター整備事業負担金の確定による減額が主なものでございます。

62ページをお開きください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費3,126万円の増は、1節報酬の英語指導助手報酬を初めとした英語教育強化推進事業に係る経費が主なもので、こちらも国の補正予算による緊急経済対策でございます。

以上で平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時10分に再開いたします。

午後2時07分休憩

午後2時11分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第27号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,237万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,731万3,000円とするものです。

内容については、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、歳入でございますけれども、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5,000万円の減額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ滞納繰越分、収入見込額の減によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金421万5,000円の減額及び6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金421万5,000円の減額は、高額医療費共同事業拠出金の額の決定によるものでございます。

7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金1億5,500万円の減額は、1件当たりのレセプトが80万円を超える高額医療費共同事業交付金7,500万円の減と、1件当たりのレセプトが30万から80万円までの保険財政共同安定化事業交付金8,000万円の減額であり、それぞれ見込額の減によるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5,050万1,000円増のうち、主なものにつきましては、保険基盤安定繰入金5,087万5,000円の増で、額の確定によるものでございます。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金2,100万円の増は、決算見込額の増によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

11ページをごらんください。

6款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金1,685万9,000円の減と、4目保険財政共同安定化事業繰出金4,192万円の減は、それぞれ拠出金額の確定によるものでございます。

12ページをごらんください。

8款1項基金積立金、1目準備金積立金8,000万円の減は、歳入において共同事業交付金等の収入見込額を減額したことに伴い、財政調整のため積立金を減額するものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,185万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,460万8,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により主なものをご説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療保険料1,400万円の減は、調定見込額の減によるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金214万1,000円の増は保険基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

8ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の1,185万9,000円の減は、歳入で説明いたしました保険料の調定見込額の減により、後期高齢者医療広域連合納付金の1,400万円の減額等によるものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 次に、福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第29号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,255万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9,636万8,000円とするものです。

補正の主な要因としましては、歳出における保険給付費の年間推計によりまして事業費を減額するもので、それにより負担割合が定まっています歳入の財源について減額しております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,490万円の減額は、介護及び予防給付に対する国負担分の減で、3款国庫支出金、2項国庫補

助金は、国庫負担金と同様の事業経費の減に伴うものと、東日本大震災の被災者への補助分の介護保険災害臨時特例補助金及び介護保険事業補助金の増額を含め、390万7,000円の減でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金の計2,378万8,000円の減額から、次の8ページ、第5款県支出金、1項県負担金1,175万円の減、2項県補助金の計30万5,000円の減、9ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金の計1,007万9,000円の減額、2項基金繰入金1,782万7,000円の減額まで、歳出の介護及び予防給付費の減に伴うそれぞれの財源割合に応じた変更でございます。

続いて、歳出でございますが、11ページをお開き願います。

1款総務費、2項徴収費68万1,000円の増額は、電算業務のシステム改修の経費でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の8,500万円の減は、実績を推計し減額するもので、11ページの4項高額介護サービス等費につきましては、利用者の増加が見込まれますので300万円の増額をしております。

続きまして、12ページ、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費の計152万4,000円の減額につきましては、事業費の確定による減でございます。

5款災害臨時特例補助費の31万2,000円の増は、東日本大震災で被災した方の保険料を軽減する補助金でございます。

以上で、議案第29号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第30号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出をそれぞれ3,084万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億997万8,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページ、第1表の歳入歳出補正予算でご説明申し上げます。

歳入の補正額ですが、第1款分担金及び負担金の849万7,000円は、主に受益者負担金の増収によるもの。

第2款使用料及び手数料2,326万4,000円は下水道使用料の増収によるものでございます。

第6款繰入金4,597万5,000円の減額につきましては、負担金や使用料の増収及び支出の減額に伴い、一般会計及び基金からの繰入額を減額するものであります。

歳出の補正額につきましては4ページをお開きください。

歳出の第1款1項下水道総務費の2,012万4,000円の減額は、主に消費税及び汚泥処理委託料等の額の確定、その他委託料の入札差金によるもの、第2項下水道建設費564万8,000円の減額は管渠工事に伴う下水道管移設補償工事費の減額によるものでございます。

5ページ、第2表は繰越明許費の設定でございます。年度内完了が見込めないため、繰り越すもので、下水道管理事業につきましては、浄化センターともべの機械設備及び電気設備の修繕、更新工事、下水道建設工事につきましては、管渠敷設工事でございます。

6ページ第3表は、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

以上で議案第30号についての説明を終わります。

次に、議案第31号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出をそれぞれ2億3,248万3,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億7,317万4,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページ第1表、歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入の補正額ですが、第1款分担金及び負担金の1,089万1,000円の減は、工事費減に伴う受益者分担金の減、第3款県支出金1億90万円の減につきましては、補助事業の額の確定による減額でございます。

8款の市債につきましても、補助事業の額の確定減に伴うものであります。

4ページの歳出補正の主なものにつきましては、第1款第2項農業集落排水施設建設費2億2,795万3,000円の減額は、補助事業の額の確定によるものであります。

5ページの第2表、繰越明許費の設定であります。年度内完了が見込めないため、管渠敷設工事費で7,206万円を繰り越すものでございます。

6ページ第3表は農業集落排水事業債の限度額を変更するものでございます。

以上で議案第31号について説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第32号 平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額それぞれ934万6,000円を増額し、総額を収入支出それぞれ6億9,852万7,000円にするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出については、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額173万6,000円を168万円に改め、資本収入額を95万6,000円減額し、531万4,000円にいたします。

2ページをお開き願います。

資本的支出を101万2,000円減額し、699万4,000円にするものでございます。

続きまして、第4条の継続費については、市立病院設計委託事業の総額8,130万円を総額7,052万4,000円に改めるもので、設計委託契約の締結に伴い、減額補正するものでございます。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費を573万6,000円に減額し、総額を3億4,831万3,000円に改めるものでございます。

第6条の他会計からの補助金については、国保特別会計からの補助金及び一般会計からの補助金を補正するもので、収益収入(4)の休日夜間診療支援補助金から資本的収入(3)の建設改良費に要する出資金について、それぞれ金額の決定に伴い補正するもので、また、第7条については、棚卸資産購入限度額を1億6,971万円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第33号 平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページお開きください。

第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款水道事業収益及び支出の第1款水道事業費用をそれぞれ132万7,000円増額し、収入支出の予定額を19億4,419万7,000円に変更するものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款資本的収入を1,068万5,000円減額し、1億245万9,000円に、ページをめくっていただきまして、2ページ、支出の第1款資本的支出を709万4,000円減額し、5億7,618万6,000円とするものであります。

第4条は他会計からの補助金の変更となります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書でご説明申し上げます。

6 ページごらんください。

収益的収入及び支出でございます。

収入の主な補正につきましては、第1款第1項3目その他営業収益の338万4,000円につきましては、主に水道加入金の増収、2項5目の雑収入209万6,000円の減額につきましては、工芸公園に設置されております耐震性貯水槽の市からの管理委託料の減であります。

支出につきましては7ページとなります。

第1款1項の営業費用2,248万1,000円の減額につきましては、主に県水の受水費の確定、委託料及び修繕費の入札差金等、額の確定によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、8ページをごらんください。

収入について、補正の主なものは、第1款第4項1目の補償工事負担金1,080万6,000円の減額で、これは下水道事業、土地改良事業等による水道管移設補償工事負担金の減額で

あります。

支出につきましては、第1款第1項2目の施設改良費688万2,000円の減額、これは石綿管更新事業、建設改良工事、他事業による補償工事等の入札差金、工事箇所減少等によるものでございます。

以上で議案第33号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 平成26年度笠間市一般会計補正予算についての6、商工費、1、商工費の地元雇用対策事業について、具体的な内容の説明、どういうことなのか。それからこの事業はどのような効果を期待しているのか。それから今後この事業の拡大は考えているのかどうか。

また、同じ6の商工費、1、買い物弱者支援事業、これについては具体的な事業の内容、どのような地域、どのような頻度で、どんな品物などを考えているのかということと、地域の要望をどのように反映していくのか、そのようなことをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 3番石井議員のご質問にお答えいたします。

まず、第6款商工費、第1項商工費の地元雇用対策事業についてでございますが、具体的な内容につきましては、これまでハローワークと連携しまして県内の大学や高校等の新規卒業予定者及び既に卒業された未就職者を対象としまして、市内において開催しておりました就職説明会を継続して開催いたします。また、新たに都市部での大学生等の求職者を対象に、市内事業者とのマッチングの機会を提供するため、都内の大学等において就職セミナーを開催するものでございます。また、笠間地区建設高等職業訓練校協会への補助金を交付するという内容になってございます。

その期待される効果についてでございますが、市内においてはもちろん、東京在住の学生等をIターンやUターンにおいて市内へ就職してもらうことの誘導と、あと、市内事業者の雇用確保ということ期待して実施するものでございます。

事業の今後の拡大についてでございますが、特に新規に開催する都内での就職セミナーにつきましては、都内における市内事業者によるセミナーというものの開催効果について検証しながら、就職説明会等の事業展開については検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、買い物弱者支援事業についてでございます。

どのような地域で、どのような頻度で、品物の内容はとのご質問でございますが、現在は高齢化が進んでいる地域で、昨年秋に実施しましたアンケート調査の結果等を踏まえまして、買い物支援等の要望、意向のあるような地域でございます。具体的には、大橋地区、池野辺地区等を候補地として想定しまして、準備の方を検討しているところでございます。

頻度、品物の内容等につきましては、これまで同様の事業を実施しております事業者等からの聞き取り等を行いまして現在準備を進めておりますが、週1回程度の巡回というようなことを想定しながら、品目につきましては、稼働できるトラックの規模などから約150種類程度搭載可能ということで聞いておりますので、その範囲で実施してまいりたいというふうに考えております。

地域の要望についてどのように反映できるかとのご質問でございますが、まず、この実証事業の実施に当たりましては、やはり地域のアンケート調査を行った結果を踏まえまして、今後、地域の細かな要望、意向等を調整しながら、まず実証事業の実施、さらには今回の実証事業の結果を踏まえまして本実施を検討していく中で、地域の要望等を反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井君に申し上げます。質問があるときは手を挙げてください。

3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） どうもありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号ないし議案第33号までの8件について、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分の表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算

議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算

議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算

議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算

議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（藤枝 浩君） 日程第30、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算ないし議

案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。
提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算から、議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成27年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

笠間市一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1条平成27年度笠間市一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291億2,000万円と定めるものでございます。

第2条に継続費、第3条に地方債について定めております。

第4条につきましては、一時借入金でございまして、一時借入金の最高額を8億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用についての規定でございまして。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表継続費でございまして。第2款総務費、第1項総務管理費の地域交流センター整備事業友部地区につきまして、総額を7億6,714万6,000円とし、平成27年度の年割額を3億466万4,000円、平成28年度の年割額を4億6,248万2,000円とする継続費を設定するものでございまして。

10ページをお開きいただきたいと思ひます。

第3表地方債でございまして。地域交流センター整備事業債から、11ページの下段になりますが、臨時財政対策債まで17件、合計で31億6,510万円を限度額としております。

13ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございましてけれども、第1款市税は個人市民税の増を見込むものの、固定資産税やたばこ税の減などにより、市税全体では前年度と比べ9,167万3,000円減の87億269万1,000円としております。

第6款地方消費交付金は、地方消費税率の引き上げの平年度化に伴いまして、前年度と比べ、2億7,825万7,000円増の11億7,033万5,000円としております。

第10款地方交付税は教育庁舎整備の完了により、震災復興特別交付税が皆減となり、前

年度と比べて3億5,910万円減の58億円としております。

第14款国庫支出金は民間認定こども園運営に対する国庫負担金や地域交流センター整備等に充てる社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度と比べ、4億2,779万5,000円増の40億3,536万1,000円としております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第18款繰入金は、それぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰り入れるほか、財源不足分につきましては、財政調整基金から8億3,000万円を繰り入れ、繰入金全体では2億3,617万1,000円増の17億3,560万9,000円としております。

第21款市債では、認定こども園整備事業の増額などにより、市債全体で5億7,930万円増の31億6,510万円としております。

歳入の詳細につきましては、本書の16ページから43ページまでの説明欄をごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、27年度の新規事業あるいは拡充をした事業を中心に、主なものについてご説明させていただきます。

55ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費の6目企画費、13節委託料ですが、デマンド交通の土曜日試験運行业務委託料として1,500万円を計上してあります。

57ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金ですが、企業立地促進補助金として1億円を計上してあります。

63ページをお開きください。

13目市民活動費ですが、地域交流センターの整備事業として、13節委託料で、管理業務委託料658万4,000円、実施設計委託料2,700万円、15節工事請負費で2億9,808万円を計上してあります。

次に、85ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費で、幼保連携型認定こども園かさまこども園の整備費として、13節委託料のうち、管理業務委託料2,387万9,000円、15節工事請負費で9億2,454万5,000円、18節備品購入費で4,500万円を計上してあります。

86ページをお開きいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金で、子育て支援法に基づき、新たに民間認定こども園入園負担金4億9,989万5,000円を計上してあります。

101ページをお開きいただきたいと思います。

第4款衛生費、第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費ですが、地区内の市道の補修工事及び堂ノ池整備工事費として13節委託料に、測量設計と委託料4,969万2,000

円、15節工事請負費に4億円を計上しております。

また、25節積立金にエコフロンティアかさまからの地域振興交付金等を財源とする福田地区地域振興基金積立金1億2,032万1,000円を計上したものでございます。

107ページをお開きいただきたいと思います。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費ですが、19節負担金補助及び交付金で、昨年12月に設立いたしました農業公社の運営補助金といたしまして749万2,000円を計上しております。

119ページをお開きいただきたいと思います。

第6款商工費、第2項観光費、2目観光施設費ですが、15節工事請負費1億5,527万1,000円は、恋人の聖地関連事業といたしまして北山公園の施設整備工事費が主なものでございます。

124ページをお開きください。

4目幹線道路整備費において、南友部平町線ほか7路線の整備費として15節工事請負費に道路新設改良工事費3億4,510万円、17節公有財産購入費に7,555万円、22節補償補填及び賠償金で物件移転等補償費6,842万円を計上しております。

130ページをお開きいただきたいと思います。

5目公園費、15節工事請負費でございますけれども、平成25年度に策定いたしました公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園の改修工事費として3,500万円、また、総合公園のトイレ整備工事費として3,531万6,000円を計上しております。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業費、15節工事請負費1億8,098万円ですが、排水整備工事費は笠間地区市街地浸水対策事業、道路舗装工事費は県道稲田停車場線の歩行者空間整備、道路新設改良工事費はギャラリロード及び芸術の森公園北ゲート前の歩道景観整備事業、広場整備事業費は稲田駅前、芸術の森公園北ゲート及び東ゲートの広場整備をそれぞれ計上しております。

137ページをお開きください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、18節備品購入費6,127万3,000円は岩間署にある消防タンク車を更新するのが主なものでございます。

147ページをお開きいただきたいと思います。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費ですが、岩間第一小学校校舎改修事業として、13節委託料に設計業務委託料769万円、佐城小学校校舎及びプールの解体工事費として15節工事請負費に施設解体撤去工事5,339万4,000円を計上しております。

150ページをお開きください。

第3項中学校費、3目学校建設費ですが、笠間中学校武道場建設事業として13節委託料に設計業務委託料2,232万4,000円を計上しております。

156ページをお開きください。

第5項社会教育費、2目公民館費、13節委託料のうち、笠間公民館リニューアル事業として設計業務委託料3,156万9,000円を計上しております。

165ページをお開きいただきたいと思います。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金の一番下段の10周年記念事業実行委員会補助金800万円ですが、合併10周年を記念してスポーツフェスティバルを開催するためのものがございます。

166ページをお開きいただきたいと思います。

2目の体育施設費、15節工事請負費に岩間工業団地テニスコート大規模改修工事として2,860万円を計上しております。

以上で平成27年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

187ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億3,500万円と定めるものであります。

第2条は一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第3条は歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

188ページをごらんください。

歳入予算の主なものは、1款国民健康保険税22億9,106万8,000円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分及び滞納繰越分を計上しております。

3款国庫支出金22億2,414万3,000円は、保険給付や高額医療費共同事業及び特定健診審査に対する国庫負担金及び財政調整交付金を計上しております。

4款療養給付費等交付金3億7,536万6,000円は、退職被保険者に対する療養給付費交付金を計上しております。

5款前期高齢者交付金18億3,193万4,000円は前期高齢者に対する交付金を計上しております。

6款県支出金5億4,155万1,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する県負担金及び財政調整交付金を計上しております。

7款共同事業交付金23億8,169万5,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金を計上しております。

9款繰入金6億3,888万5,000円は、一般会計費より事務費及び保険基盤安定並びに保険税負担緩和分等の繰入金を計上しております。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

190ページをお開きください。

2款保険給付費56億9,836万8,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対する療養の給付費及び高額療養費、移送費、出産育児費諸費、葬祭費をそれぞれ計上しております。

3款後期高齢者支援金は13億3,677万6,000円を計上しております。

5款介護給付金6億3,219万2,000円を計上しております。

6款共同事業拠出金23億8,170万1,000円は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業等へ拠出するものであります。

7款保険事業費8,975万7,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査、特定保健指導事業及び健康づくりの推進事業などの費用を計上しております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

続きまして、219ページをお開きください。

議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の総額それぞれ6億9,700万円と定めるものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますけれども、220ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料5億1,293万6,000円は、後期高齢者の現年度分保険料及び滞納繰越分を計上しております。

4款繰入金1億6,761万8,000円は、事務費及び保険基盤安定並びに後期高齢者検診事業に係る繰入金を計上しております。

6款諸収入1,629万9,000円は、後期高齢者医療広域連合からの検診委託金及び人間ドック・脳ドック等の助成金を計上しております。

続きまして、221ページの歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合給付金6億6,846万2,000円は、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金等を計上しております。

4款保険事業費1,620万7,000円は、健康診断検査委託料及び人間ドック・脳ドック検診補助金等を計上しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 暫時休憩いたします。3時10分に再開いたします。

午後3時00分休憩

午後3時11分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番小藺江一三君が所用のため退席いたしました。

福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

231ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,400万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担に関する規定を定め、申しわけありませんが、236ページをお開きください。第2表のとおり、高齢者見守り安心システム事業委託としまして、緊急通報にかかわるものを計上しております。平成27年度から平成32年度までの期間で、限度額を6,419万3,000円とするものです。

戻りまして、231ページをお願いします。

第3条は一時借入金の借入最高額を2億円と定めるもので、第4条は歳出予算の流用についての規定でございます。

続きまして、232ページの歳入について、主なもののみご説明申し上げます。

第1款保険料13億9,146万5,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料。

第3款国庫支出金13億3,515万5,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

第4款支払基金交付金16億228万8,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担金でございます。

第5款県支出金8億6,370万6,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金であり、第7款繰入金8億8,298万8,000円につきましては、給付費や人件費等に対する一般会計及び基金からの繰入金でございます。

次に、234ページの歳出についてご説明申し上げます。

第1款総務費1億3,783万1,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

第2款保険給付費56億9,894万4,000円は、介護サービス及び介護予防サービスなどの利用に対する給付費であり、第4款地域支援事業費1億2,182万5,000円は、介護予防事業及び包括的支援事業任意事業費でございます。

第5款基金積立金1億2,321万5,000円は介護給付費準備基金への積立金でございます。

以上で、議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

267ページをお開きいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,500万円と定めるもので、第2条は歳出予算の流用についての規定でございます。

268ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款サービス収入2,009万5,000円は、介護予防支援サービスケアプランの作成に対するもので、第2款繰入金489万4,000円は、人件費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、269ページ、歳出でございますが、第1款総務費1,445万9,000円は主に人件費であり、第2款サービス事業費1,007万3,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で、平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

283ページごらんください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,500万円と定めるもので、第2条は継続費について、第3条は地方債について、第4条は一時借入金の最高額を8億円にすることについて、第5条では歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

284ページごらんください。

第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入ですが、第1款分担金及び負担金5,340万円。これは主に受益者負担金。

第2款使用料及び手数料5億3,395万1,000円は主に下水道使用料。

第3款国庫支出金2億1,991万円は下水道整備工事及び浄化センターの長寿命化工事に伴う国庫補助金。

第4款県支出金920万円は下水道整備に伴う県補助金でございます。

第6款繰入金は公債費の償還及び下水道の工事費に充てるため、一般会計から8億4,793万6,000円を、下水道事業基金から6,000万円を繰り入れるものでございます。

285ページごらんください。

第9款市債7億9,050万円は公共下水道事業債及び資本平準化債でございます。

歳出については286ページごらん願います。

第1款第1項下水道総務費7億8,882万6,000円は、業務関係及び浄化センターともべの長寿命化計画に基づく中央監視室の改修工事及び下水道施設の保守点検等の維持管理費等でございます。

第2項の下水道建設費3億8,065万8,000円、これは面整備に係る管渠布設工事及び笠間幹線圧送管予備ルートの工事費の費用でございます。

第2款公債費13億4,051万6,000円は、公共下水道事業債及び資本平準化債の元利金の償還費でございます。

287ページごらんください。

第2表は継続費でございますが、下水道施設長寿命化計画に基づき、浄化センターともべの中央監視装置の更新事業、これを平成27年、28年度の2カ年で実施するもので、総額3億4,819万2,000円を予定しております。

続いて、288ページ、第3表でございます。

これは地方債でございますが、起債の目的は、公共下水道事業債につきましては、管渠工事費及び長寿命化計画に基づく浄化センターの改修工事が主なもので、3億9,050万円を、資本平準化債については4億円をそれぞれ限度額としております。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で議案第39号についての説明を終わります。

続いて、議案第40号、315ページごらんください。

平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,000万円と定めるもので、第2条は地方債について、第3条は一時借入金の限度額を2億円に、第4条は歳出予算の確保の経費の流用について定めております。

316ページごらんください。

第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、第1款分担金及び負担金1,297万3,000円は、友部北部Ⅱ期地区の工事分担金、第2款第1項使用料及び手数料7,096万7,000円は、主に農業集落排水使用料でございます。

第3款県支出金1億5,206万円は、友部北部地区の整備に伴う県補助金。

第5款繰入金は公債費の償還及び工事費に充てるため、一般会計から2億9,371万1,000円を、農業集落排水事業市債償還基金から1,077万3,000円を繰り入れるものでございます。

第8款市債1億3,950万円は、友部北部Ⅱ期地区整備事業に充てるための起債でございます。

318ページごらんください。

歳出です。

第1款第1項農業集落排水施設管理費9,721万円、これの主なものは汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料、処理施設修繕工事費等でございます。第2項農業集落排水施設建設費3億1,298万8,000円は、友部北部Ⅱ期地区の整備のための設計費及び工事請負費等でございます。

2款公債費2億6,880万2,000円は農業集落排水事業債の元利金の償還でございます。

319ページごらんください。

第2表地方債でございますが、起債の目的は農業集落排水事業友部北部地区の工事費が主なもので、限度額が1億3,950万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載されているとおりでございます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

341ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,662万円と定めるものでございます。歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

342ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款財産収入6,210万円につきましては、保留地処分金を計上したものでございます。

2款繰入金451万9,000円につきましては、一般会計から繰入金で、公債費に充てるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

343ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費2,593万円は保留地販売促進紹介料及び一般会計繰出金などでございます。

2款公債費4,059万円につきましては、保留地処分金を財源とする地域開発事業債及び合併特例債の償還でございます。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

351ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量につきましては、年間患者数では入院を延べ8,418人、外来を延べ2万6,730人と予定し、1日平均患者数では、入院を23人、外来を110人と予定してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額については、収入支出の総額それぞれを6億9,600万とし、収入では医業収益を6億2,966万7,000円、医業外収益を6,633万円と予定し、支出では医業費用を6億9,113万4,000円、医業外費用を396万2,000円と予定してございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を5,254万9,000円とし、収入では企業債を2,550万円、支出金を2,704万9,000円と予定してございます。また、資本的支出を5,558万2,000円とし、支出では建設改良費を4,960万円、企業債償還金を598万2,000円と予定してございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額

303万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、352ページをお開き願います。

第5条の企業債については病院事業債の限度額を2,550万円と定めるもので、第6条の一次的借入金については一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

また、第7条には、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第8条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を、第9条には一般会計からの負担金や補助金など、他会計からの補助金をそれぞれ掲載したものでございます。

最後に、第10条は棚卸資産の購入限度額を1億6,704万円と定めるものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

383ページお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款水道事業収益は19億1,359万3,000円でございます。内訳の第1項営業収益16億2,252万3,000円は主に給水収益、第2項の営業外収益2億9,106万6,000円は、主に他会計補助金等でございます。

次に、支出でございます。

第1款の水道事業費用18億7,723万円で、内訳の第1項営業費用17億5,086万4,000円の主なものは、原水及び浄水費用、排水及び給水費用並びに減価償却費等、第2項営業外費用9,910万2,000円は、企業債借入利息の支払い、第3項特別損出30万4,000円は、過年度損益修正損、これは過年度の調定還付でございます。第4項予備費として2,696万円を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額5億4,905万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保金で補てんするものであります。

384ページごらんください。

収入、第1款資本的収入は8,075万円で、内訳としまして、第1項企業債4億円は石綿管更新事業に充てるための借り入れであります。第2項他会計出資金2,167万6,000円は広域化対策による一般会計出資金、第3項他会計負担金235万円は消火栓設置に係る一般会計負担金、第4項工事負担金1,672万3,000円は下水道農業集落排水工事に伴う水道管移設補償工事負担金であります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は6億2,980万1,000円、内訳としまして、第1項建設改良費3億790

万9,000円は排水管敷設、石綿管敷設がえ、下水道工事に伴う移設補償工事、飯田増圧ポンプ所のポンプ新設工事等が主なものでございます。第2項企業債償還金3億2,189万2,000円は企業債の償還金。

第5条は企業債について、石綿管敷設がえ工事のため起債限度額を4億円と設定するものであります。

第6条は一時借入金の限度額を1億円に。

第7条は予定支出の確保の経費の金額の流用について。

385ページに移りまして、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費と公債費を記載のとおり設定するものであります。

第9条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金の設定。

第10条は棚卸資産の購入限度額の設定でございます。

以上で議案第43号についての説明を終わります。

続いて、議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

425ページお開きください。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益2,988万5,000円、内訳の第1項営業収益2,934万7,000円は給水収益、第2項の営業外収益53万8,000円は主に受取利息でございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は2,807万4,000円、内訳の第1項営業費用2,506万9,000円は、原水及び浄配水費、減価償却費が主なもの、また、第2項営業外費用150万1,000円は消費税及び地方消費税、第3項特別損失4,000円は科目設定のみです。第4項の予備費として150万円を計上しております。

4条は予定支出の確保の経費の金額の流用について。

426ページごらんいただきまして、第5条は議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を設定するもの。

6条は棚卸資産の購入限度額の設定でございます。

以上で議案第44号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月5日、午後2時に開きます。なお、午前10時から常任委員会を開催いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 3 6 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 小松崎 均